

（百貨店等の避難通路等）

- 第 5 1 条** 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 150 平方メートル以上の階の売場又は展示場には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2 メートル（売場又は展示場の床面積が 300 平方メートル以上のものにあつては、1.6 メートル）以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。
- 2 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示場の床面積が 600 平方メートル以上の売場又は展示場には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2 メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。
- 3 百貨店等に避難の用に供することができる屋上広場を設けた場合は、当該広場を避難上有効に維持しなければならない。

○火災予防規則

（屋上広場の維持の基準）

- 第 2 9 条** 条例第 51 条第 3 項に規定する屋上広場の避難上有効な維持の基準は、次のとおりとする。
- (1) 屋上広場は、避難階段、特別避難階段（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条に規定する避難階段又は特別避難階段をいう。）、固定避難用タラップその他の有効な避難設備を有する防火対象物にあつては、これらに有効に通ずること。
- (2) 5 階以上の階を百貨店の用途に供する防火対象物にあつては、次のとおりとする。
- ア 屋上広場には、避難の障害となる工作物を設け、又は物件を置かないこと。
- イ 屋上広場の面積は、当該防火対象物の建築面積の 2 分の 1 以上とすること。

【解釈及び運用】

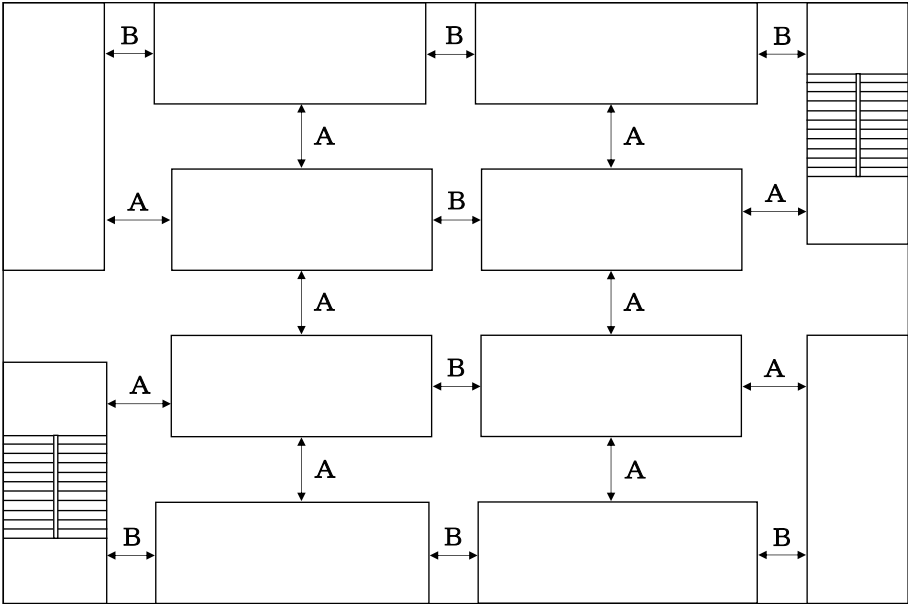
本条は、百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場の階で、その売場又は展示場内における避難通路の保有について規定したもので、更に百貨店等における屋上広場を一時避難場所として有効に確保することを規定したものである。

- 1 「**売場又は展示場**」とは、販売のための商品を陳列している部分並びに製品見本その他物品を観覧の用に供するために陳列する場所であり、事務室、荷捌き室、商品倉庫並びに従業員休憩所及び従業員食堂等来客の利用しない部分は、本条の規定の適用はないものであること。
- 2 「**売場又は展示場の床面積**」は、百貨店等の階のうち、市場等のように、売場又は展示場部分が界壁等で明確に区画され、かつ、廊下等が明確であるものが存するものにあつては、それぞれの売場又は展示場の床面積で判断すること。
- 3 第 1 項
「**屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する**」とは、避難階に設ける主要避難通路にあつては屋外への避難口に、避難階以外の階にあつては下階（地階の場合は上階）に通ずる階段に直通するという意味である。

4 第2項

第1項に規定による「**主要避難通路**」のほか、「**補助避難通路**」の保有を定めたものであり、売場又は展示場の床面積が 600 m²以上の売場又は展示場には、「**主要避難通路**」のほか、入場者が「**主要避難通路**」に至るまで使用することができる幅 1.2m以上の「**補助避難通路**」を設けなければならない。

なお、「**補助避難通路**」の配置については、売場又は展示場の形態に応じて、「**主要避難通路**」に有効に避難できるよう配置すること。(図5 1－1 参照)



	通路幅	売場又は展示場の床面積
A：主要避難通路	1． 2 m 以上	1 5 0 m ² 以上
	1． 6 m 以上	3 0 0 m ² 以上
B：補助避難通路	1． 2 m 以上	6 0 0 m ² 以上

図5 1－1 主要避難通路及び補助避難通路の保有例

【株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』参考】

5 第3項

- (1) 「**屋上広場**」とは、建築基準法令に基づき、又は任意に設置された避難用屋上広場をいう。
- (2) 「**避難上有効に維持**」とは、一時多数の者が集まった際、支障を生じないようにすることをいい、若干のベンチ、植木鉢等については、有効に確保されているとみなして差し支えない。